平成２１年（フ）第２１６号
香川県丸亀市郡家町3444番地　新居ハイツ502号
債務者　馬場　千里
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１５４号
横浜市港北区篠原町2858番地28　アルト新横浜Ａ―201
債務者　植松　麻美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４２号
横浜市南区若宮町４丁目66番地　かねい荘202号
債務者　古川　淳子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８３号
横浜市旭区万騎が原32番地１－１―408号
債務者　原田正男こと　黄　　仁守
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４６号
岡山市北区田町２丁目14番11―503号、前住所岡山市北区厚生町２丁目２番14―402号
債務者　松永　高明
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８７号
岡山市南区海岸通２丁目１番33―３号
債務者　大北　　清
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８８号
岡山市南区海岸通２丁目１番33―３号
債務者　大北　千種
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６号
岡山市中区湊451番地
債務者　佐々木勝子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
岡山県津山市院庄803番地１
債務者　西山　敏明
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２８号
岡山県津山市大手町11番地２
債務者　藤田　　團
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３０号
岡山県津山市神戸104番地４、申立時の住所岡山県津山市東一宮76番地１
債務者　西村　明美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３０９号
北海道釧路郡釧路町北都１丁目２番１号　メゾンソレイユ２階203号室、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町睦２丁目２番地８
債務者　上野　由加
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
釧路市春採４丁目26番３号
債務者　西出　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番37号、従前の住所愛知県名古屋市中川区高畑２丁目101番地　高畑101ビル５Ｄ号
債務者　大垣　卓己
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１４６号
川崎市川崎区日進町９番地11　ビジネスホテルニュー大和107
債務者　大川　秀朗
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係